

## 平成30年度

# 世田谷区高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

「高齢者肺炎球菌予防接種」は平成26年10月から定期予防接種になりました。このお知らせは、平成30年度定期予防接種の費用助成の対象年齢に該当する区民の皆様にお送りしています。

### 1. 対象者

次の対象者条件①または②に該当する方が費用助成の対象となります。費用助成を受けることができるのは、おひとり様につき一度限りです。

**※ただし、対象者条件①、②いずれの場合も、過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、費用助成の対象になりません。  
(23価肺炎球菌ワクチンについては、3ページをご参照ください。)**

#### 対象者条件①

平成31年3月31日現在、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方（4ページの平成30年度対象生年月日をご参照ください。）

#### 対象者条件②

接種日現在、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫の機能に障害がある方のうち、1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方  
⇒対象者条件②に該当する方で接種をご希望の方は、平成30年4月1日以降に世田谷保健所感染症対策課にお申し込みください。

### 2. 接種期間

**平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで**

※この期間に接種しなかった場合は、全額自己負担となります。

接種費用の助成を希望される方は、この期間内に接種してください。

### 3. 自己負担額

**4,000円**

接種を受けた方は、医療機関に自己負担額4,000円をお支払いください。

生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、自己負担はありません。

生活保護受給中で、予診票の「備考」欄に**無料**の表示のない方は、世田谷保健所感染症対策課にご連絡ください。

## 4. 接種を受けることができる医療機関

### (1) 指定医療機関で接種する方へ

同封の「世田谷区指定医療機関一覧表」を含む都内23区の指定医療機関で、接種を受けることができます。世田谷区以外の都内22区の指定医療機関については、所在地の保健所または区役所にお問い合わせください。

接種の際は、医療機関に事前に接種日やワクチンの在庫等をご確認のうえ、同封の「予診票」に必要事項を記入して、医療機関へお持ちください。

### (2) 指定医療機関以外で接種する方へ

入院、高齢者施設等への入所などの理由で、世田谷区を含む都内23区の指定医療機関で接種することができない方は、世田谷区長が発行する接種依頼書(※)の申請をしてください。

下記の事項をお読みいただき、世田谷保健所感染症対策課に、接種予定日の2週間前までにご連絡ください。

#### ①接種依頼書の発行について

ご連絡いただく際は、事前に下記の3点を、医療機関・高齢者施設等が所在する市町村の予防接種担当にご確認ください。

- (ア) 依頼書のあて名(例：市長、医院長、施設長等)
- (イ) 依頼書による世田谷区民に対しての費用助成の有無
- (ウ) 依頼書の送付先

※接種依頼書とは…予防接種法の定めにより、「世田谷区長から接種をする施設のある市町村長、医院長または施設長に対して、世田谷区民への接種を依頼する」文書で、予防接種により健康被害が生じた場合に、世田谷区が健康被害救済のための措置を講じることを明らかにするために必要です。

#### ②接種費用の助成について

区より接種依頼書(助成申請書類を同封)を発行しますので、医療機関や高齢者施設等に提出し、接種を受けてください。接種費用は、いったん全額をお支払いいただき、その後、領収書、助成申請書など必要書類を世田谷区にご提出ください。

4,196円

自己負担額4,000円を超える部分について、4,310円を上限に助成します。

生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、接種費用のうち、~~8,310円~~を上限に助成します。

8,196円

申請書類を審査の上、助成金の交付が決定した場合は、ご指定の金融機関口座に振り込みます。

# ＜高齢者肺炎球菌予防接種について＞

## ◆肺炎球菌とは

肺炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの原因となる細菌で、高齢者の肺炎の原因菌で一番多いものが肺炎球菌です。肺炎球菌は、健康な人の鼻、のど、上気道にも存在し、体力や免疫力が低下すると、肺炎などを発症することがあります。

## ◆23価肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎の原因の中で、最も多い「肺炎球菌」の感染を予防するワクチンです。

肺炎球菌には90種類以上の型がありますが、そのうち23種類に対して免疫を付けることができ、感染を予防し、重症化を防ぐことが期待できます。ただし、肺炎の原因は肺炎球菌だけではないため、すべての肺炎を予防できるわけではありません。

接種後、免疫ができるまで約3週間かかり、効果は少なくとも5年間持続します。

## ◆副反応について

接種後に、注射部位の腫れ、痛み、ときに軽い発熱等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。高熱や体調の変化、その他に心配な症状がある場合は、医療機関を受診してください。

## ◆予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかな発熱のある方（体温37.5度以上）
- (2) 重い急性の病気にかかっていることが明らかな方
- (3) ワクチンの成分によってアナフィラキシーショック（接種後約30分以内に起こる呼吸困難、じんましん等のひどいアレルギー反応）を起こしたことが明らかな方
- (4) その他、医師に接種不相当と判断された方

## ◆接種に注意が必要な方（接種にあたり医師とよく相談してください。）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患があることが明らかな方
- (2) 予防接種後2日以内に発熱したことがある方、または全身性発疹などのアレルギーを疑う症状になったことがある方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 免疫不全の診断を受けている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

## ◆予防接種を受けた後の注意

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。  
医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 予防接種を受けた日の入浴は可能ですが、注射したところをこすらないでください。  
また、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

## ◆予防接種による健康被害救済制度について

肺炎球菌予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。

救済を申請し、国による審議の結果、予防接種と健康被害の因果関係があると認定された場合は、救済を受けることができます。

## ◆その他の注意事項

脾臓を摘出された方や脾臓機能不全がある方は、保険適用で接種することができます。

保険適用で接種する場合は、同封の予診票は使用できません。接種を受ける医療機関に直接お申し込みください。

## ◆各年度の費用助成対象生年月日について

65歳以上の方全員が費用助成を受けられるように、平成26年度から平成30年度まで経過措置があります。各年度の対象者の生年月日は、下の表をご覧ください。

平成26年度から平成29年度までの対象に該当する方への費用助成は、終了しています。

平成31年度以降は、65歳の方のみが対象となる予定です。

実施期間(定期接種の時期)	各年度の対象生年月日
<b>平成26年度</b> 平成26年10月1日～ 平成27年3月31日	65歳:昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の方 70歳:昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の方 75歳:昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の方 80歳:昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生の方 85歳:昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生の方 90歳:大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の方 95歳:大正8年4月2日生～大正9年4月1日生の方 100歳:大正3年4月2日生～大正4年4月1日生の方 101歳以上:大正3年4月1日以前の生まれの方
<b>平成27年度</b> 平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	65歳:昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の方 70歳:昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の方 75歳:昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の方 80歳:昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の方 85歳:昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生の方 90歳:大正14年4月2日生～大正15年4月1日生の方 95歳:大正9年4月2日生～大正10年4月1日生の方 100歳:大正4年4月2日生～大正5年4月1日生の方
<b>平成28年度</b> 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	65歳:昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の方 70歳:昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の方 75歳:昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の方 80歳:昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の方 85歳:昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の方 90歳:大正15(昭和元)年4月2日生～昭和2年4月1日生の方 95歳:大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の方 100歳:大正5年4月2日生～大正6年4月1日生の方
<b>平成29年度</b> 平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	65歳:昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生の方 70歳:昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生の方 75歳:昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生の方 80歳:昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生の方 85歳:昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生の方 90歳:昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生の方 95歳:大正11年4月2日生～大正12年4月1日生の方 100歳:大正6年4月2日生～大正7年4月1日生の方
<b>平成30年度</b> 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	65歳:昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の方 70歳:昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の方 75歳:昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の方 80歳:昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の方 85歳:昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の方 90歳:昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の方 95歳:大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の方 100歳:大正7年4月2日生～大正8年4月1日生の方

26  
～  
29  
年度が対象の方の費用助成は終了しています。

**【お問い合わせ先】 世田谷保健所感染症対策課**  
**電話 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022**